鳥取県除雪対策協議会規約

（目的）

第１条　除雪対策協議会（以下「協議会」という。）は、県下の主要路線の除雪について協議及び調整を行い、産業の振興と民生の安定に寄与することを目的とする。

（任務）

第２条　協議会は次に掲げる事項について協議する。

（１）　降雪期間中の円滑なる輸送体制を図るため、除雪に係る相互整備及び対策に関する事項

（２）　前号のほか協議会の目的達成のために必要な事項

（構成）

第３条　協議会は、次に掲げる者を会員として構成する。

（１）　鳥取県県土整備部道路局長

（２）　鳥取県警察本部交通部長

（３）　鳥取県警察本部警備部長

（４）　陸上自衛隊第８普通科連隊第３科長

（５）　鳥取地方気象台長

（６）　国土交通省鳥取河川国道事務所長

（７）　国土交通省倉吉河川国道事務所長

（８）　西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所長

（９）　中国運輸局鳥取運輸支局長

（10）　西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部米子保線区企画担当区長

（11）　一般社団法人鳥取県トラック協会会長

（12）　日ノ丸自動車株式会社代表取締役社長

（13）　日本交通株式会社代表取締役社長

（14）　中国電力ネットワーク株式会社鳥取ネットワークセンター所長

（15）　NTT 西日本株式会社鳥取支店長

（16）　鳥取県市長会会長

（17）　鳥取県町村会会長

（18）　鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局交通政策課長

（19）　鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課長

（20）　鳥取県危機管理部危機管理政策課長

（21）　鳥取県県土整備部技術企画課長

（22）　鳥取県県土整備部道路局道路企画課長

（23）　鳥取県各総合事務所県土整備局長又は各県土整備事務所長

（役員）

第４条　協議会の会長は、鳥取県県土整備部道路局長の職にある者をもって充てる。

２　協議会に副会長を置き、鳥取県市長会会長の職にある者をもって充てる。

（役員の職務）

第５条　会長は、会務を総括し、本会を代表する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会は、会長が招集する。

２　協議会は、会員（会員の代理としてあらかじめ当該会員が指定する者を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（地区協議会）
第７条　第３条の規定による協議会のほか、次の除雪対策地区協議会（以下「地区協議会」という。）を設ける。
（１）　鳥取地区協議会
（２）　八頭地区協議会
（３）　中部地区協議会
（４）　西部地区協議会
（５）　日野地区協議会
２　地区協議会は、当該地区に関係ある会員をもって構成する。
３　地区協議会は、第２条に掲げる事項について協議する。
４　地区協議会は、第３条第 23 号の者が招集する。
５　地区協議会の運営に関し必要な事項は、前条の規定を準用するほか、地区協議会が定める。

（事務局）
第８条　協議会の事務局は鳥取県県土整備部道路局道路企画課に、地区協議会の事務局は鳥取県各総合事務所県土整備局又は各県土整備事務所に置く。

附　則
この規約は、平成 20 年 11 月５日から施行する。

附　則
この改正は、平成 21 年 11 月 11 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 23 年 11 月２日から施行する。

附　則
この改正は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 26 年 10 月 27 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 27 年 10 月 27 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 29 年 10 月 25 日から施行する。

附　則
この改正は、令和元年 10 月 25 日から施行する。

附　則
この改正は、令和５年 11 月２日から施行する。

附　則
この改正は、令和６年 11 月５日から施行する。

附　則
この改正は、令和７年 11 月 12 日から施行する。